

登記手続案内について

登記手続案内は完全予約制です。

あらかじめ電話で日時のご予約をお願いします。

<広島法務局 登記手続案内予約・お問合せ先一覧>

相談内容	登記管轄区域	管轄法務局	電話番号	所在地
不動産	広島市の内、中区、東区、南区、西区、安佐南区、安芸区、安芸郡(海田町、府中町、坂町、熊野町)	本局(不動産)	(082)228-5206 平日9時~12時 平日13時~16時	広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎)3号館2階
	広島市安佐北区、山県郡(北広島町、安芸太田町)	可部出張所	(082)812-2548	広島市安佐北区可部南四丁目10-20
	廿日市市、大竹市、広島市佐伯区	廿日市支局	(0829)31-0164	廿日市市新宮一丁目15-40
	東広島市、竹原市、大崎上島町	東広島支局	(082)422-2338	東広島市西条朝日町9-11
	呉市、江田島市	呉支局	(0823)21-9289	呉市中央三丁目9-15
	尾道市、三原市、世羅町	尾道支局	(0848)23-2882	尾道市古浜町27-13
	福山市、神石高原町、府中市	福山支局	(084)923-0102	福山市三吉町一丁目7-2
	三次市、安芸高田市、庄原市	三次支局	(0824)62-2504	三次市三次町1074
会社・法人	広島県全域 ※支局及び出張所は、会社・法人の登記申請事務(設立・役員変更等)を取り扱っていません。	本局(法人)	(082)228-5206 平日9時~12時 平日13時~16時	広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎)3号館2階

登記申請書の様式・作成方法を法務局ホームページでご案内しています。



(不動産)

詳しくは

検索



(商業・法人)

各種登記の申請書の作成及び申請の代理は
資格者代理人に依頼することができます。

資格者代理人による相談もご利用下さい。

司法書士

抵当権の抹消や相続の登記、会社・法人の設立や役員変更の登記等

広島司法書士会 総合相談センター
(電話相談無料・面談相談予約初回無料)

広島 082-511-7196 平日12時~15時

北部 0824-63-2217 平日9時~17時

福山 084-926-4654
月水金 13時~15時
火木 17時~19時
土 10時~12時

江田島 082-224-1313 平日9時~17時

広島司法書士会ホームページ
<http://www.shiho-hiro.jp/>

土地家屋調査士

土地の分筆・合筆の登記、境界、建物の新築・増築・滅失登記等

広島県土地家屋調査士会
082-567-8118

境界問題相談センターひろしま
(境界問題について 相談予約 初回無料)

082-506-1171
平日9時~17時

広島県土地家屋調査士会ホームページ
<http://www.hiroshima-chousashi.or.jp>

登記手続案内をご利用のみなさまへ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。
予約時間から10分以上連絡が取れない場合、キャンセルされたものと取り扱います。



完全予約制です

あらかじめ、電話で日時を予約してください。
ご利用の対象は、申請人御本人(親族・従業員)です。



事前の審査・法的判断は できません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。
登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効かを判断することはできません。
登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。



申請資格のない方お断り

申請人御本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認していますので、ご協力ください。

法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士)は、お断りします。

※ 資格者代理人は書面照会をしてください。
(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)



見本をご案内します

法務局ホームページに代表的な申請書類の様式を掲載しています。
申請書類にどのような内容を記載するか説明します。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、具体的な事案に沿ったアドバイスは、行いません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

広島法務局